

所得税および復興特別所得税の 予定納税（第2期分）の納税をお忘れなく

所得税および復興特別所得税の予定納税（第2期分）

納付期間 令和7年11月1日（土）～12月1日（月）

※土・日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

※災害等により、予定納税額の納期限が延長された場合は異なります。詳しくは税務署にお尋ねください。

問合せ先

十勝池田税務署 ☎572・2171

予定納税とは

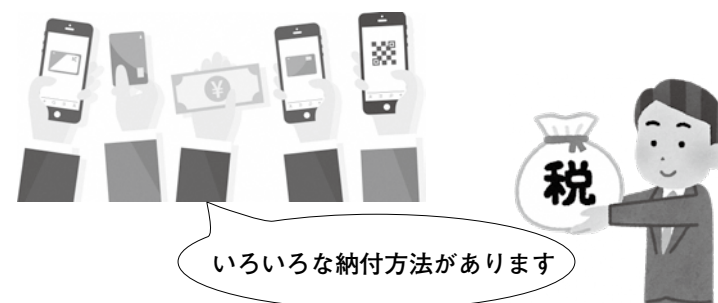
前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から引くことにより精算します。

予定納税額の減額申請

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和7年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第2期分」の金額が納税する額です。

なお、特別農業所得者の方の予定納税額については、予定納税基準額の2分の1の金額を、第2期分として1回のみ納付することとされています。

また、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望した方については、予定納税額の通知書を書面の送付に代えてe-Taxにより通知します。※「予定納税等通知書の電子交付」については国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022005-025.pdf>）に掲載しています。



いろいろな納付方法があります

予定納税額の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由で、令和7年10月31日（金）の現況による令和7年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和7年11月17日（月）までに「予定納税額の減額申請書」※に必要事項を記載し、所轄税務署に提出してください。

提出後、税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面またはe-Taxでお知らせします。

※「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/02.htm>）に掲載しています。

※予定納税額の減額申請書をe-Taxで提出される方のうち、税務署から送付される減額申請の承認通知書等の「電子交付」を希望した方については、減額申請の承認通知書等をe-Taxにより受け取ることができます。

予定納税額の納付方法	振替納税	○既に利用されている方 振替日は令和7年12月1日（月）です。 振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。 ※残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかることになりますので、預貯金残高や振替納税口座から他の公共料金等の引落しがないか等必ずご確認ください。 ○これからご利用になる方 初回のみ、「振替依頼書」を所轄の税務署又は金融機関へご提出ください。 なお、「振替依頼書」の処理には時間を要しますので、早めの提出をお願いいたします。「振替依頼書」は、自宅からe-Taxで提出することができます。詳しくは国税庁ホームページ「振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書（個人）のオンライン提出について」（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/online.htm）をご覧ください。
	その他の納付	令和7年12月1日（月）までに以下のいずれかの方法で納付手続きを行ってください。詳しくは国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm）をご覧ください。 ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替） ・インターネットバンキング等 ・クレジットカード納付 ・スマホアプリ納付 ・金融機関または所轄の税務署窓口で納付 ・コンビニ納付（バーコード） ・コンビニ納付（QRコード） ※クレジットカード納付は決済手数料がかかります。 ※スマホアプリ納付及びコンビニ納付は納付金額30万円以下に限ります。